

義務違反時の指導・命令・罰則の適用について

改正法によって、違反者には、罰則の適用（過料）が課せられることがあります。改正法における過料とは、秩序罰としての過料であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものです。また、過料の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△ (※)	○ (命令に限る)	○ (30 万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	—	○ (50 万円以下)
施設等の管理権原者 (所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと) ＊を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する。	喫煙器具・設備等の撤去等＊	○	○	○ (50 万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○ (50 万円以下)
	施設要件の適合（喫煙目的施設に限る）	○	○	○ (50 万円以下)
	施設標識の掲示	○	—	○ (50 万円以下)
	施設標識の除去	○	—	○ (30 万円以下)
	書類の保存（喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	—	○ (20 万円以下)
	立入検査への対応＊	—	—	○ (20 万円以下)
	20 歳未満の者の喫煙室への立入禁止＊	○	—	—
広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る）＊	○	—	—	

(※) 喫煙を発見した場合、違反者に対しては、指導がなされます。